

## 憲法と政治

### 1 憲法と国家

憲法～人権を保障する国家の仕組み

人権～国家の構成員の平等な自由

国家の仕組み→統治機構 constitution 人権を保障するための構築物

憲法＝「法」という形式⇒正式な手続で変更されるまで、名宛人を拘束。・・賛成、反対を問わない。・・建  
国者が、後の国民をも拘束する目的～人権を保障する善き国家の構想を法によって国家構造の中に埋め  
込む

### 2 憲法と権力分立

立憲主義というプロジェクト・・憲法と法律との二重構造

主権者＝憲法制定権力（芦部信喜）

国民～法律を順守 国家権力担当者～憲法を順守⇒これで均衡がとれるはず。

均衡→憲法という建物にとって、非常に重要な要素。バランスが取れなければ、建物は倒壊してしまう。

具体的な統治機構・・権力分立～均衡

フランス人権宣言 16 条権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲  
法をもたない。

権力分立の目的

自由主義の立場⇒個人の自由のため→しかし、古典的な自由主義は、20世紀の福祉国家以降、通用し  
なくなっている。

共和主義の立場⇒全体にとって善き決定をおこなうため

上の対立は憲法の目的にも通ずる。単に自由のために国家権力を制限するのであれば、憲法のもう一つ  
の目的

である平等という価値を損ねることになる。

共和主義・・平等に自由な市民が、全体にとって善き決定をおこなうことによって、平等に自由な市民が  
再生産される。そのための規範が憲法。

共和主義の構想・・立憲主義と民主主義との対立という視角（阪口正二郎）に対抗し、立憲主義と民主主義  
を連

動されるために構想された(成澤)。日本の学会では少数説。しかし、歴史的には、憲法という発想の根本  
に共和

主義という考え方があったはず。

※立憲主義～自由主義と共和主義の両方を含む概念。わたしの問題関心・・憲法を破壊する自由、人権  
を蹂躪

する自由は、どこまで擁護すべきか。→これらの自由を許さないという立場もあるだろうが、その選択  
は、結局、自分たちの自由を掘り崩してしまう。ただし、憲法を擁護し、人権を擁護する自由が社会で支  
持されなければ、憲法という構造物は簡単に倒壊してしまう。

### 3 国民主権と権力分

#### (1) 具体的な仕組み

国民主権・憲法制定権力 96条の国民投票～制度化された憲法制定権力  
のは、96条、95条、79条の限定される。

国会 国権の最高機関、国の唯一の立法機関(41条) ※通説は、最高機関には法的意味がないとする(政治的

美称説。しかし、有権者による選挙で選出される国会議員で構成され、法律という構成員を拘束する法規  
範を制定できる国は、他の国家機関よりも法的に優越しているのではないか。

内閣 行政権(65条) ※行政権が属しているのは、内閣であって内閣総理大臣ではないことに注意  
最高裁判所、下級裁判所 司法権(76条) 違憲審査権(81条)

これに加えて、両院制(42条)、地方自治(92-95条)も権力分立の仕組みである。

#### (2) 国会と内閣との関係

議院内閣制の二つの理解

首相中心型 選挙民は、二大政党のうちのどちらかを選択することによって、次の数年間政権を担当す  
る首相を選定する。

内閣中心型行政権を担当する内閣は、国会に対して連帯して責任をおう。国会の支持を失った内閣は、  
総辞職する。

首相中心型→(サッチャー英)という問題 橋下徹、安倍

しかし、議院内閣制の本質は、内閣中心で考えないと理解できない。～サッチャー退陣のプロセス・過  
半数の国会議員に支持されない首相は、その職にとどまることはできない。⇒政権交代のプロセスは、  
その先にあり、これは、権力抑制のメカニズム。

#### (3) 日本特有の問題

日本の「改革」→1994年イギリス型の小選挙区制の導入⇒首相中心型の議院内閣制を目指す。

問題①首相中心型議院内閣制は、強力な権限を首相に与えるが、権力抑制のメカニズムがモデルにビル  
トイン

されていない。…政権交代がまさにそれであるはずだが、政権交代は、規範的に求められるものではな  
い。

②日本におけるイギリス型の採用⇒憲法と衝突する危険～55年体制において長期間専権を担当してき  
た自民党・自主憲法55年体制と日本国憲法という特殊な環境において、憲法にかろうじてしたがって  
きた。

55年体制 法律を盾に抵抗する日本社会党と憲法に嫌々従う自由民主党。自由民主党内部の派閥的均  
衡政治→疑似政権交代(日本型立憲主義)

1994年政治改革⇒55年体制の解体

政治改革の時に問われていたこと

- ①そもそも二大政党制が可能か、
- ②そのとき、憲法は維持されるか

悲観派→両方とも無理楽観派→両方とも可能

## 結果

15年間政権交代は起きなかったが、憲法も変えられなかった。

2009年ようやく政権交代⇒しかし、大失敗に終わる。⇒2012年消極的選択としての一強政治…ここに安倍晋三がいた。

## (4) 新安保法制成立の背景

⇒憲法9条の支持も、新安保法制に対する不支持も過半数を超えている。それなのに、新安保法制が制定されたわけ。

～イギリス型の統治⇒首相の巨大な権力

新安保法制による憲法の実質的改正⇒憲法政治と通常政治のすれ

二大政党制の失敗の間隙をつくという手法で行われた法的なクーデター～2014年総選挙の際には、新安保

制の話はほとんどしなかった。

この矛盾はどちらかの方向で解決されるはず。→法律が憲法に従うか、国民が憲法を失うか。

## 安倍政権の「成功」

①二大政党の党首が、強力な権力をもつというイギリス型の統治

②卑怯な手法～これがこれまでの自民政権との最大の違い～「選挙独裁」を所与のものと考えている節がある

※イギリスには成文憲法がないということを理解していない。

2013年7月の参議院選挙までは、「安全運転」参議院選～アベノミクス、ねじれの解消 参議院勝利後、牙をむく

96条改正に失敗し、「解釈改憲」に舵を切る

内閣法制局の人事に介入～「お友だち」の小松一郎(外務省)を内閣法制局長官に(2013年8月)⇒2014年3月には、これまでの見解を踏襲する形で解釈を変更することを決定。

安保法制懇報告書(2014年5月)の「政治利用」…メンバーの中には、「まじめに」集団的自衛権の全面的行使を主張していた人もいたが、彼らの議論は取り上げられなかった。

公明党を抱き込む形で、閣議決定(2014年7月1日)

任期2年を残しながら、衆議院解散(2014年12月)。総選挙の争点は、「アベノミクス解散」「消費税をあげない」解散

安保国会～異例の90日間の延長～衆議院3分の2での再可決をちらつかせる。

衆議院でも参議院でも、特別委員会での強行採決。

## (5) 共和主義の重要性

卑怯⇌専制⇌憲法⇌共和主義

憲法を破壊するもの→専制

共和主義～立憲⇌法の支配正義、まじめ、正直、実直、勇気、公共

専制～非立憲⇨人の支配不正、ふまじめ、嘘、浪費、私的利益

憲法体制が維持されるためには、憲法にコミットするさまざまなアクターが必要・共和主義～私的利益よりも公共的利益を重視するアクター

積極的市民～存在した学生、主婦による反対運動、従来の市民運動の活性化

公共的プロフェッション～存在した憲法学者、学者、元最高裁判所長官、元最高裁判所裁判官、メディア

⇒楽観すべきではないが、悲観すべきではない。

#### 4 どうやって時計の針を戻すか

新安保法制～行政権が法を逸脱するという典型的な事例～憲法による反撃はまだ可能

①共和主義的市民・権力に法を守らせるために勇気をもって活動する責務

憲法というシステム～さまざまなアクターが、憲法を維持しやすくするための仕組み＝基本的人権表現の自由、学問の自由⇒本来の憲法保障の機能を働かせる。デモ、集会の必要性

②行政権の専制←立法府の強化＝国会議員の行政権からの独立(43条)～現在の政党国家においては、なかなか難しいが、選挙区における支持があれば不可能ではない。

政権交代～立憲主義のメカニズムとして理解する必要＝民主党のマニフェストに安保法制廃止を書かせなければならない。

#### ③違憲訴訟

法の擁護者としてのプロフェッショナルとしての裁判官のプライドを引き出す努力が必要。裁判官の職業倫理に訴える。

共和主義的違憲訴訟・裁判官に違憲審査権が与えられたのはなんのためか。⇒本来ならば、政治のプロセスで憲法は維持されていくはずだが、現代国家において、市民はかよわい存在。→憲法で市民の権利を保障することによって市民が異論を唱えやすくし、裁判官が違憲の法律の適用を拒否することによって、市民の権利を回復する。

新安保法制～平和的生存権だけでなく、法の支配のもとで生きる市民の権利がないがしろにされている。市民は、それをもとに戻す責任があり、裁判官にはそれに答える責任がある。

①～③は別々ではなく、相互に関係している。政治的空間において「憲法」を。

「違憲訴訟」も運動の広がりや市民の共感がなければ成功しない

憲法システム～その時々多数決よりも上位に存在→専制政治は、国民と近隣諸国に害悪を与える。憲法システムは、多数者に熟考を求める。⇒その時々多数者が間違った判断をして、多くの人々に迷惑を与えることを避けるため。人間の弱さを認識し、それを憲法という制度で克服しようとするプロジェクト。

→新安保法制に関して、理はわたしたちにある。